

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の  
一部改正について

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程を次のように  
改正する。

2020年（令和2年）3月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2020年（令和2年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度が始まることから、職種、所属並びに勤務地に応じた勤務時間等の割振りを行うことができるよう規程の改正を行う必要による。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成21年藤沢市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

第2条第1項中「別表第3」の次に「，地方公務員法第22条の2第1項第1に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては別表第4」を加え，同条第2項中「規定は，」の次に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は」を加え，「任期付職員法に基づく」を削り，同条第3項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に，「，同法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。）又は任期付職員法に基づく」を「又は」に改め，「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく」を削る。

第3条の見出し中「臨時又は暫定的な」を「暫定又は臨時的な」に改め，同条第1項中「，別表第2及び別表第3」を「から別表4まで」に改め，同条第2項中「勤務時間等（週休日を除く。）を臨時」を「勤務時間又は休憩時間を臨時的に」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第2条関係）

対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
職種が一般事務員である者	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が事務補助員である者	1週間について28時間45分で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかとし、所属長がその割振りを定める。 (1) 午前8時30分から午後3時15分まで (2) 午前9時から午後3時45分まで (3) 午前9時30分から午後4時15分まで (4) 午前10時から午後4時45分まで (5) 午前10時30分から午後5時15分まで	一般職員に同じ。	一般職員に同じ。
職種が八ヶ岳野外体験教室業務員である者	4週間について124時間で勤務するものとし、1勤務は7時間45分とし、その割振りは、業務の実状に応じ、所属長が定める。	60分とし、その時限は、所属長が定める。	月曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が支援教員である者	4週間について77時間30分で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

職種が	新入生サポート講師である者	1週間について20時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後1時までの間の4時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		一般職員に同じ。
職種が 市費講師である者	学務保健課に所属するもので小学校に勤務するもの	4週間について72時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
	学務保健課に所属するもので中学校に勤務するもの	4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間又は72時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が	看護師である者	4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後3時30分までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。	60分以内とし、その時限は、学校長が定める。	条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が 教育関係	教育指導課に所属するもので教育文化セ	4週間について62時間で勤務するものとする。1勤務は午	45分とし、その時限は、学校長	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により

連図書 館司書 である 者	ンターに勤務するもの以外のもの	前8時30分から午後5時までとする。	が定める。	任命権者が定める日
	教育指導課に所属するもので教育文化センターに勤務するものの	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種がスクールカウンセラーである者		4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかとし、所属長がその割振りを定める。 (1) 午前8時30分から午後5時15分まで (2) 午後8時30分から午後5時まで (3) 午前8時30分から午後0時15分まで (4) 午前8時30分から午後0時30分まで	1勤務が(1)の場合 60分とし、その時限は、所属長が定める。 1勤務が(2)の場合 45分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種がスクールソーシャルワーカーである者		4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が部活動指導員である者		4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後6時30分までの間の4時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		条例第3条の規定により任命権者が定める日

職種が一般教員である者	教育指導課に所属するもので学校教育相談センターに勤務するもの	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかとし、所属長がその割振りを定める。 (1) 午前8時30分から午後5時15分まで (2) 午後8時30分から午後5時まで	1勤務が(1)の場合 60分とし、その時限は、所属長が定める。 1勤務が(2)の場合 45分とし、その時限は、所属長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
	教育指導課に所属するもので教育文化センターに勤務するもの	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が調理業務員である者		52週間について1612時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時15分から午後5時までとする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が調理補助員である者		52週間について806時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時15分から午後5時までとする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成21年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、藤沢市職員の勤務時間等に関する条例(昭和38年藤沢市条例第35号。以下「条例」という。)第2条第6項、第3条第3項及び第6条の規定に基づき、教育委員会に属する職員(以下「職員」という。)の勤務時間、勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日(以下「勤務時間等」という。)の特例について定めるものとする。</p> <p>(対象職員の範囲及び勤務時間等)</p> <p>第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、別表第1(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものにあつては別表第2、再任用短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては別表第3、<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> (以下「<u>会計年度任用職員</u>」<u>という。)</u>にあつては別表第4のとおりとする。</p> <p>2 別表第2の規定は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</u>第18条第1項又は地方公共団</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、藤沢市職員の勤務時間等に関する条例(昭和38年藤沢市条例第35号。以下「条例」という。)第2条第5項、第3条第3項及び第6条の規定に基づき、教育委員会に属する職員(以下「職員」という。)の勤務時間、勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日(以下「勤務時間等」という。)の特例について定めるものとする。</p> <p>(対象職員の範囲及び勤務時間等)</p> <p>第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、別表第1(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものにあつては別表第2、再任用短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては別表第3)のとおりとする。</p> <p>2 別表第2の規定は、<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下</u></p>

体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

- 3 別表第3の規定は、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)、同法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。)又は任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるもの」と、同表勤務時間及びその割振りの欄中「15時間30分から31時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては19時間25分から24時間35分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものにあつては31時間まで」と、「62時間から124時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては77時間40分から98時間20分まで、任期付短時間勤務職員のうち1週間について1

「任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員」という。)のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員」と読み替えるものとする。

- 3 別表第3の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)、同法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。)又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものについて準用する。この場合において、同表対象職員の欄中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるもの」と、同表勤務時間及びその割振りの欄中「15時間30分から31時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては19時間25分から24時間35分まで、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分、19時間22分30秒、23時間15分又は3



5時間30分，19時間22分30秒，23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものについては124時間まで」と、「124時間から248時間」とあるのは「育児短時間勤務職員等については154時間から196時間40分まで，任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分，19時間22分30秒，23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものについては248時間まで」と読み替えるものとする。

- 4 所属長は，別表第1，別表第2又は別表第3の規定により，所属長が定めることとされる事項を定める際は，教育総務課長に合議しなければならない。

(暫定又は臨時的な勤務時間等の変更)

第3条 前条に規定するほか，教育総務課長は，職員の勤務時間等が別表第1から別表第4までに規定する対象職員と同等又はこれに相当する職員で，暫定的又は急を要する職にある職員の勤務時間等について，別表第1から別表第4までの規定に準じて別に定めることができる。

- 2 所属長は，職務の性質により必要があると認めるときは，職員の勤務時間又は休憩時間を臨時的に繰り上げ，又は繰り下げること等の方法

1時間以外の時間で任用されるものについては31時間まで」と、「62時間から124時間まで」とあるのは「育児短時間勤務職員等については77時間40分から98時間20分まで，育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分，19時間22分30秒，23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものについては124時間まで」と、「124時間から248時間」とあるのは「育児短時間勤務職員等については154時間から196時間40分まで，育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員又は任期付職員法に基づく任期付短時間勤務職員のうち1週間について15時間30分，19時間22分30秒，23時間15分又は31時間以外の時間で任用されるものについては248時間まで」と読み替えるものとする。

- 4 所属長は，別表第1，別表第2又は別表第3の規定により，所属長が定めることとされる事項を定める際は，教育総務課長に合議しなければならない。

(臨時又は暫定的な勤務時間等の変更)

第3条 前条に規定するほか，教育総務課長は，職員の勤務時間等が別表第1，別表第2及び別表第3に規定する対象職員と同等又はこれに相当する職員で，暫定的又は急を要する職にある職員の勤務時間等について，別表第1，別表第2及び別表第3の規定に準じて別に定めることができる。

- 2 所属長は，職務の性質により必要があると認めるときは，職員の勤務時間等(週休日を除く。)を臨時に繰り上げ，又は繰り下げること等の方

により変更することができる。この場合において、所属長が職員の勤務時間等を定める際は、教育総務課長に変更する勤務時間等を報告しなければならない。

法により変更することができる。この場合において、所属長が職員の勤務時間等を定める際は、教育総務課長に変更する勤務時間等を報告しなければならない。

改正後（案）

別表第4

対象者の範囲	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
職種が一般事務員である者	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が事務補助員である者	1週間について28時間45分で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかとし、所属長がその割振りを定める。 (1) 午前8時30分から午後3時15分まで (2) 午前9時から午後3時45分まで (3) 午前9時30分から午後4時15分まで (4) 午前10時から午後4時45分まで (5) 午前10時30分から午後5時15分まで	一般職員に同じ。	一般職員に同じ。

		まで		
職種が八ヶ岳野外体験教室業務員である者		4週間について124時間で勤務するも	60分とし、その時限は、	月曜日及び条例第3条の規定によ
		のとし、1勤務は7時間45分とし、そ	所属長が定める。	り任命権者が定める日
		の割振りは、業務の実状に応じ、所		
		属長が定める。		
職種が支援教員である者		4週間について77時間30分で勤務す	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規
		るものとする。1勤務は午前8時30分		定により任命権者が定める日
		から午後5時15分までとする。		
職種が新入生サポート講師である者		1週間について20時間で勤務するも		一般職員に同じ。
		のとする。1勤務は午前8時30分から		
		午後1時まで間の4時間を超えない範		
		囲内とし、学校長がその割振りを定		
		める。		
職種が	学務保健課に所属するもので小学	4週間について72時間で勤務するも		日曜日、土曜日及び条例第3条の規
市費講	校に勤務するもの	のとする。1勤務は午前8時30分から		定により任命権者が定める日
師であ		午後5時までの間の6時間を超えない		
る者		範囲内とし、学校長がその割振りを		
		定める。		
	学務保健課に所属するもので中学	4週間について60時間を超えない範		日曜日、土曜日及び条例第3条の規

	<u>校に勤務するもの</u>	<u>囲内の任命権者が定めた時間又は72時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。</u>		<u>定により任命権者が定める日</u>
	<u>職種が看護師である者</u>	<u>4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後3時30分までの間の6時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。</u>	<u>60分以内とし、その時限は、学校長が定める。</u>	<u>条例第3条の規定により任命権者が定める日</u>
<u>職種が</u>	<u>教育指導課に所属するもので教育</u>	<u>4週間について62時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時までとする。</u>	<u>45分とし、その時限は、学校長が定める。</u>	<u>日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日</u>
<u>教育関連図書</u>	<u>文化センターに勤務するもの以外のもの</u>			
<u>館司書</u>	<u>教育指導課に所属するもので教育</u>	<u>4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。</u>	<u>一般職員に同じ。</u>	<u>日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日</u>
<u>である者</u>	<u>文化センターに勤務するもの</u>			
<u>職種が</u>	<u>スクールカウンセラーである者</u>	<u>4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかと</u>	<u>1勤務が(1)の場合 60分とし、その時限は、所</u>	<u>日曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日</u>

		し、所属長がその割振りを定める。	属長が定める。	
		(1) 午前8時30分から午後5時15分 まで	1勤務が(2)の場合 45 分とし、その時限は、所	
		(2) 午後8時30分から午後5時まで	属長が定める。	
		(3) 午前8時30分から午後0時15分 まで		
		(4) 午前8時30分から午後0時30分 まで		
職種が	スクールソーシャルワーカーである者	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が	部活動指導員である者	4週間について60時間を超えない範囲内の任命権者が定めた時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後6時30分までの間の4時間を超えない範囲内とし、学校長がその割振りを定める。		条例第3条の規定により任命権者が定める日
職種が	教育指導課に所属するもので学校	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は次のいずれかと	1勤務が(1)の場合 60 分とし、その時限は、所	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
一般教	育相談センターに勤務するもの			

員である者		し、所属長がその割振りを定める。	属長が定める。	
		(1) 午前8時30分から午後5時15分まで (2) 午後8時30分から午後5時まで	1勤務が(2)の場合 45分とし、その時限は、所属長が定める。	
	教育指導課に所属するもので教育文化センターに勤務するもの	4週間について124時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時30分から午後5時15分までとする。	一般職員に同じ。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
	職種が調理業務員である者	52週間について1612時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時15分から午後5時までとする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日
	職種が調理補助員である者	52週間について806時間で勤務するものとする。1勤務は午前8時15分から午後5時までとする。	60分とし、その時限は、学校長が定める。	日曜日、土曜日及び条例第3条の規定により任命権者が定める日